

一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会
特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度（安心R住宅制度）
標章使用規則

令和2年3月13日
一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会

（目的）

第一条 この規則は、特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程（平成二十九年国土交通省告示第千十三号。以下「規程」という。）第十条第一項に規定する標章の使用について、一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会（以下「協会」という）の構成員が遵守すべき事項を定めるとともに、適正な手続のもとでその使用を促進することにより、住宅購入者が安心して既存住宅を購入することができる環境の整備を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この規則において「構成員」とは協会の正会員及び準会員（法人又は自然人）である宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。

2 前項に定めるものを除き、この規則における用語の意義は規程に定めるところによる。

（標章）

第三条 この規則に規定する標章は、「安心R住宅」及び別記様式第一号に定める標章とする。

（標章の使用許諾）

第四条 構成員は、標章を使用しようとするときは、別記様式第二号による標章使用申請書を協会に提出し、その許諾（以下「標章使用許諾」）を受けなければならない。

2 構成員の行う特定既存住宅情報提供事業に係わる特定既存住宅について、標章を使用しようとする宅地建物取引業者（以下「客付業者」という）は、当該構成員から標章の使用に係わる指定を受けなければならない。この場合において、客付業者は協会から前項の許諾を受けたものとみなす。

3 第一項の許諾（前項の規定により受けたものとみなされるものを含む。以下「標章使用許諾」という）を受けた者は、標章を標章使用申請書に記載した使用目的以外の目的に使用してはならない。

（標章を使用する者の遵守事項）

第五条 標章を使用する者は、「特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度（「安心R住宅」）ロゴマーク使用マニュアル」を遵守しなければならない。

2 第四条第一項第一号に該当する者は、標章を使用するときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）規程第十条第二項各号に掲げる事項（同項第一号の書面については、別記様式第三号に定めるものとする。）

（2）あらかじめ売主の承諾を得て、宅地建物取引業法第三十四条の二第三項に規定す

- る専任媒介契約を締結すること。この場合において、当該売主がその承諾を撤回し、又は専任媒介契約を解除したときは、速やかに標章の使用を中止すること。
- (3) 規程第十条第二項第一号に規定する書面に、同号二の書類として次に掲げる事項に関する書類の保存状況を記載すること
- イ 建築時の情報
 - ロ 維持保全の状況に係る情報（当該特定既存住宅の所有者自らが行ったものに関する情報を除く。）
 - ハ 保険又は保証に係る情報
 - ニ 省エネルギーに係る情報
 - ホ 共用部分の管理に係る情報（当該特定既存住宅が共同住宅等である場合に限る。）
- (4) 規程第十条第二項第一号に規定する書面を作成したときは、社印を押印するとともに、作成後三年間保存すること。
- (5) 標章に協会の名称を併記すること。この場合において、複数の登録特定既存住宅情報提供事業者団体に属しているときにおいても、名称は協会のものとする。
- (6) 特定既存住宅に関する広告に、原則として以下に掲げる事項を表示すること。
- イ 「安心R住宅」の概要及び問合せ先。
 - ロ 住宅リフォームエ事の実施判断の基準に適合する住宅リフォームエ事が実施されていること又は規程第十条第二項第一号八に規定する提案書（以下単に「提案書」という。）が作成されていること。
 - ハ 特定既存住宅の外装、主たる内装、台所、浴室、便所及び洗面設備の現況を記録するために撮影した写真等。
 - ニ 第三号に掲げる事項に関する書類の保存状況。
- (7) 住宅購入者に対し、協会の名称、規程第十二条第三号の相談等に応ずる事務所の連絡先及び利用方法を説明するとともに、住宅リフォームエ事の実施判断の基準を開示すること。
- (8) 自ら又は当該特定既存住宅が国土交通省に登録されているとの誤認をされないようにすること。
- (9) 標章使用許諾を得たことをもって、国と関係がある事業者が取引主体となっていると誤認されるおそれのある広告の表示及び国が構成員と共同又は構成員を後援していると誤認されるおそれのある広告の表示をしないこと。
- (10) 客付業者に対して特定既存住宅に関する広告を承諾するときは、規程第十一条第二号に規定する構成員が遵守すべき事項を遵守しなければならない旨を特記事項として記載した書面により行うこと。
- (11) 毎事業年度の終了後一月以内に、特定既存住宅情報提供事業の実施状況等を、協会へ提出すること。
- 3 第四条第一項第一号に該当する者は、住宅購入者に対し提案書を交付するときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 提案書の作成者に対し、あらかじめ住宅リフォームエ事の実施判断の基準に照らし住宅リフォームエ事が必要となる特定既存住宅の部位又は設備及びそれぞれの数量を提示すること。
 - (2) 提案書を、以下に掲げる要件に適合するものとする。

イ 当該特定既存住宅の規模等を勘案したものであり、かつ、現況と同等以上の仕様であること。

ロ 住宅購入者へあっせんすることができる住宅リフォーム事業者の過去の施工実績等に照らして、原則として提案書に記載された費用に関する情報の範囲内で住宅リフォーム工事を実施できるものであること。

(3) 住宅購入者に対して、提案書に基づき住宅リフォーム工事をを行うことを取引条件として当該特定既存住宅を売買するものではない旨を説明すること。

4 客付業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 規程第十条第二項第二号から第六号までに掲げる事項

(2) 本条第二項第五号から第九号までに掲げる事項

(3) 前項第三号に掲げる事項

(4) 標章に当該客付業者を指定した構成員が標章に併記した協会の名称を併記する事。

(5) 売主が第二項第二号の承諾を撤回し、又は同号の専任媒介契約を解除したときは、速やかに標章の使用を中止すること

(標章の有効期間)

第六条 標章は、次の各号に掲げる日のうち最も早い日をもって効力を失う。

(1) 売買の契約日

(2) 第五条第二項第二号の専任媒介契約の有効期間の満了の日

(3) 提案書が交付される場合には、当該提案書の有効期限

(4) 当該特定既存住宅の売買に係る既存住宅売買瑕疵保険契約を締結するための検査の有効期限

2 次の各号のいずれかに該当することになった場合には、標章は、その期日をもって効力を失う。

(1) 協会が規程第二条第二項の規定による登録の更新を受けなかったとき。

(2) 協会が規程第三条第一項の登録を抹消されたとき又は規程第十条第一項の許諾を取り消されたとき。

(3) 標章使用許諾を得た構成員がその当該標章使用許諾を取り消されたとき。

(4) 売主が第五条第二項第二号の承諾を撤回し、又は同号の専任媒介契約を解除した時。

(第三者使用の禁止)

第七条 標章使用許諾を受けた者は、標章を第三者に使用させてはならない。

(使用料)

第八条 標章の使用料は、徴収しない。

(助言、指導、勧告)

第九条 協会は構成員に対し標章使用の運用について、必要に応じ助言、指導、勧告をおこなう。

(使用の差し止め)

第十条 協会は、標章使用許諾を受けた者による標章の使用目的の使用方法等が適当でないことを認めるときは、標章使用許諾を取り消すことができる。この場合において協会は、当該標章使用許諾を受けた者に対し、標章の適正な使用を確保するために必要な措置をとることができるとともに、標章の使用の差し止めを請求することができる。

2 前項の規定により、規程又はこの規則に違反したことを理由に使用の差し止めを請求する場合、協会は当該請求に起因する損害賠償責任を、一切負わない。

附 則 この規則は、協会が特定既存住宅情報提供事業者団体に登録された日から施行する。